

「納税通知書送達事務～送達困難事例に対する取り組みを中心として～」

埼玉県蕨市税務課
主事 寺内 大貴
主事補 加藤 裕也

1 はじめに

固定資産税という議題が掲げられると、評価額、課税標準額、税額ばかりに議論が集中してしまい、課税事務の集大成ともいえる納税通知書の送達事務に着目されることは少ない。しかし、適正な課税が行われていたとしても、納税通知書の送達ができなければ、その債権・債務は成立しないことから、納税通知書送達事務は重要な業務であるといえる。

2 納税通知書の送達状況

(1) 未送達による影響

①税本来の公平性の欠如、②税不払いによる税収低下、③資産を所有しているという意識の薄れが考えられる。

(2) 送達困難の要因

①時代の変化に伴う返戻理由の多様化（外国人による需要の増加、相続登記未了物件の増加）、②全国的なマニュアル不足に伴う各自治体職員のノウハウ不足

3 納税通知書の送達事務（一般）

(1) 机上調査

①住民基本台帳異動調査（本人及び世帯の確認、生死の有無の確認）、②インターネットによる調査（企業ホームページ、法人番号公表サイトの調査等）、③住所照会（他自治体に対する戸籍照会及び住民票照会）

(2) 現地調査

所有している物件への実地調査

4 納税通知書の送達事務（蕨市）

- (1) 登記申請書の添付書類の閲覧
- (2) 地方税法第353条（質問検査権）に基づく調査（司法書士や仲介業者に対する照会）
- (3) 現地調査の強化（物件調査や住所地調査及び近隣住民に対する聴取）

5 納税通知書の送達事例

(1) 聞き取り調査を基に送達に至った事例

所有者の国外転出に伴い物件現地が空き家となってしまったことから、近隣住民に対する聞き取り調査を行った。その結果、父方の両親が物件の管理を任されているという有益な情報を得た。そのため、父方の両親に的を絞り住所照会を行った所、非常に遠方であった。しかしながら、そこで諦めず、電話を促す文書を送付したことにより、親族から反応があり、納税管理人の選任に繋がり、納税通知書を送達した。

(2) 法務局調査や積極的な現地調査を実施し、送達に至った事例

海外住所で登記がされた物件について、物件の現地では手がかりが得られなかったことから、法務局における登記申請書の添付書類の閲覧を行った。その結果、仲介業者の情報を得ることができた。その仲介業者に対する電話照会においては協力が得られなかったため、積極的に現地に訪問し関係する法律を示し説明したことにより、日本に居住する兄の情報を得ることができた。兄の住所地へ直接赴き説明をした結果、納税管理人の了承を得られ、納税通知書を送達した。

6 埼玉県内他市の参考となる送達事務

(1) 郵便局への追跡

→最新の現地状況の把握

(2) ワンストップサービス

→内部の連携の強化、手続き漏れの削減

(3) 海外への納税通知書の送達（EMS）

→EMS（国際スピード郵便）の活用

7 おわりに

自治体間同士で事例の情報等を相互に共有し、返戻から送達に繋げていく手法を増やしていくことが大切である。また、時代の流れと共に返戻理由は毎年変化することから、その時々合った最適な方法で送達事務にあたっていくことが重要である。